

裁判所の手続を利用するにはどうしたらよいか

- ・裁判所の制度や手続が分からない。
- ・どのくらい費用がかかるのか不安。

◆ 基本のきほん

不当解雇、賃金や退職金の未払いなどのトラブルで、会社と交渉しても、さらに県の労働センター等の行政機関に相談しても問題が解決しない時には、裁判所の手続によって解決を図る方法もあります。その際は、弁護士に依頼することも検討しなければなりません。そこで、あらかじめ弁護士への相談方法や裁判所の手続について、大まかにでも理解しておく、方針が立てやすくなります。

◆ 弁護士の探し方、相談の仕方

弁護士に相談する場合、気軽に相談できるのは、県や市町村が行う法律相談です。多くは予約制ですが、無料で相談することができます。

ただし、自治体の法律相談は、必ずしも労働問題に詳しい弁護士ばかりではありません。労働問題に詳しい弁護士に相談したい時は、かながわ労働センターが行う労働相談会や弁護士労働相談を利用してみるとよいでしょう。いずれも費用は無料です。

また、神奈川県弁護士会が行っている「一般法律相談」や「働く人の法律相談」（いずれも要予約）は、費用（45分以内で5,000円）が必要ですが、相談後、場合によっては相談担当の弁護士にそのまま事件を依頼することもできます。

なお、「法テラス」（日本司法支援センター）では、弁護士会や地方自治体等の法律相談窓口を案内していますので、問い合わせてみるのもよいでしょう。

このほか、インターネットなどで労働事件を扱うことを明記している法律事務所や労働弁護団（労働者側の労働事件を扱っている弁護士の団体）を調べて、相談する方法もあります。個別の弁護士相談料は、1時間1万円程度に設定していることが多いようです。

どこで相談するにしても、相談の際は、関係のありそうな資料のすべてと経過を簡単にまとめたメモを持参しましょう。そうすることで、弁護士も内容を早く理解することができ、それだけ適切なアドバイスを受けることができます。

◆ 裁判所の手続にはどういうものがあるか

①労働審判手続

- 平成18年4月にスタートした労働関係のトラブル解決のための制度です。
- 管轄は地方裁判所（本庁）です。労働審判官（裁判官）1名と労働審判員（労働関係の専門的知識・経

験を有する者）2名で組織する労働審判委員会が迅速に柔軟な解決を図ります。

- 申立てがあると、3回以内の期日で、労働審判委員会が双方の言い分や証拠をもとに審理を行い、適宜、「調停」（話し合いによる解決）を試み、「調停」がまとまらなければ、「労働審判」（事案の実情に即した判断）を行い、柔軟な解決を図ります。
- 確定した「労働審判」や成立した「調停」は、裁判上の和解と同一の効力があります。
- 「労働審判」に対し、異議申立てがあれば、訴訟に移行します。
- 実際の運用においては、多くの事件が「調停」によって解決しています。
- 3回以内の期日で審理を行うので、早期に的確な主張や立証を行うことが重要です。本人だけで手続を行うことも可能ですが、できれば弁護士に相談した方がよいでしょう。実際、大部分の事件において弁護士が代理人になっているようです。

②民事調停

- 簡易裁判所が管轄する、調停委員会（裁判官と調停委員で構成）の仲介により話し合いを行い、トラブルを解決する制度です。
- 申立書を提出すると、調停期日に調停委員会が双方からトラブルの実情を聴いて、最も適当な解決方法を考え、これを当事者に勧めます。
- 申立てや終了までの手続が簡単なため、本人だけでもやりやすい手続です。言い分を全部書面に書かなくても、多くは口頭でのやりとりで手続が進められます。
- 合意ができれば「調停調書」が作られ、決まった内容は確定判決と同じ強制力があります。しかし、合意に達しない場合は、調停不調として手続は打ち切れ、裁判所から相手方に何も命じてもらえません。

③民事通常訴訟（本訴）

- 管轄は、請求額が140万円以下の場合は簡易裁判所、140万円を超える請求や解雇・配転などの効力を争う場合は地方裁判所です。
- 法廷で当事者双方が言い分や証拠を十分に出し合い、裁判所がどちらの言い分が正しいかを「判決」等で最終的に判断する手続ですが、実際には、手続の途中に双方の合意で「和解」によって解決することが多いのが実情です。
- 原則として、言い分は全部書面で提出し、証拠も提出方法の約束事があるなどの形式が要求されます。簡易裁判所が扱う事件は、用意されている定型の訴状等を利用することができるので、本人だ

けで進めることも困難ではありませんが、解雇等身分関係を争う、請求が高額、内容が複雑などの場合は、弁護士に依頼した方がよいでしょう。

④少額訴訟

- 60万円以下の金銭支払請求について、簡易裁判所で、原則として1回の期日で当事者双方の言い分を聴いたり証拠を調べるなどして、結論（和解または判決）が出る手続です。
- 何回も裁判所に足を運ばずに済み、未払賃金請求などの訴状の書式も裁判所に用意されていることから、本人だけでも利用しやすい制度になっています。また、判決では分割払いなどを命ずることもできることになっています。
- 証拠書類や証人は、1回しかない審理の日にその場ですぐ調べられるものに限られているので、証拠書類を整えておく、証人は当日裁判所に連れて行くなど、事前の準備が大切です。本訴同様の入念な準備が必要と考えた方が間違いありません。

⑤支払督促

- 管轄は簡易裁判所で、賃金等の金銭を相手方が支払わない場合にだけ利用できる、裁判所書記官が行う略式の手続です。
- 「支払督促申立書」を提出すると、裁判所は申立人（債権者）の言い分だけに基づいて支払督促を出します。これに対して相手方（債務者）から異議が出なければ、その支払督促は、確定判決と同じ強制力を持ちます。
- 相手方が異議を申し立てると訴訟手続に移行します。支払督促を出してもらうまでは本人でも十分できますが、訴訟手続に移行すると本人だけではやりづらい面があるのは否めません。
- 請求金額を相手方が争ってこないと思われるような場合に利用するのがよいと思われます。

⑥仮処分

- 急迫した状態を簡易迅速な手続により暫定的に救済する制度で、労働事件では、解雇・配転などを急いで争う場合や、ひどい退職強要をやめさせようとする場合に使われます。
- 暫定的な決定ですが、本訴よりはるかに短期間で結論が出ること、仮処分手続中に和解が成立する場合も多いことなど、メリットの多い手続ですが、原則として弁護士に依頼しないと困難です。
- なお、労働審判制度の開始後は、労働事件におけるこの手続の利用は減少しているようです。

⑦仮差押

- 賃金未払いなど、金銭支払いを求める際、時間をかけて本訴や調停を進めるうちに、相手方の財産が散逸して、支払い能力がなくなるおそれがある場合、例えば、使用者の不動産や賃貸保証金などを他に処分できないように、暫定的に差し押さえる手続です。
- この手続も本人だけでは難しいでしょう。また、原則として、請求額や差し押さえる財産に応じた保証金を積まないと、仮差押決定を出してもらえ

ません。

◆ 裁判所の手続に関する留意点

◎裁判所の手続を利用するメリットは何か

裁判所の手続でも、実際には調停や和解の成立というカタチで、合意によって問題が解決することが多くなっています。そして、その方が相手方も決まったことを履行することが多いのです。裁判所以外での合意と最大の違いは、決めたことを相手方が守らない場合に強制執行という強制手段がとれることです。

◎どの手続を利用すべきか

これまで述べてきたとおり、労働関係のトラブルを解決する裁判所の手続には複数の手続があります。どの手続を利用するかは、申立てる側が、それぞれの手続の特徴を理解した上で選択することになります。

◎労働審判、判決、決定が出た後はどうなるのか

合意による解決ができなかった場合や、どうしても白黒をつけたい場合は、労働審判手続では労働審判、本訴では判決、仮処分では決定が出されることとなりますが、労働審判や判決等が出た後、言い分が認められなかった側が異議申立てをして訴訟に移行したり、控訴をして上級審で争いが続けられることも少なくありません。また、自分の言い分が認められた場合でも、相手がそれに従わなければ、強制執行をしないと目的が達成できないこととなります。

◎期間はどの位かかるか

- 労働審判手続の場合、原則3回以内の期日で審理を行いますので、概ね3か月以内で解決することが多いようです。
- 民事調停の場合、通常、調停が成立するまでに平均2、3回の調停期日が開かれ、大部分の案件が3か月以内に解決しているようです。
- 本訴の場合、途中で和解によって早く解決することも少なくありませんが、訴訟の迅速化が図られてはいるものの、判決を得るには第1審だけで数年かかることもあります。
- 支払督促は、相手方から異議が出なければ1か月程度で終わりますが、異議が出されると本訴に移行することになり、時間がかかります。
- 労働事件の仮処分は数か月かかることが多いようですが、本訴と比較すると頻りに期日が持たれ、迅速な結論が得られます。

◎費用の目安はどの位か

- 裁判所の手数料
収入印紙を申立書類（申立書や訴状）に貼って納めます。金額は手続の種類や請求額によって細かく決められています。例えば、請求額 30 万円の労働審判手続の申立ては 1,500 円、請求額 200 万円の本訴の提起は 15,000 円といった具合です。
- 予納郵便切手代
裁判所から相手方に書類を送る時の切手代数千円分をあらかじめ納める必要があります。切手の種類・金額は裁判所に確認しましょう。
- 弁護士費用
弁護士費用は最初に払う着手金、実費、事件解決後に払う報酬に大きく分けられます。その金額は、例えば請求額や得られた利益の何%という決め方が一般的ですが、具体的には、各弁護士との合意によります。詳しくは相談する弁護士や弁護士会などに問い合わせましょう。
なお、弁護士費用はどのような形で解決したとしても自分持ちという原則です。
また、費用が払えない場合は、「法テラス」（日本司法支援センター）や連合ユニオン、労働相談ネットワーク、NPO や労働団体で当面の費用を立て替える制度があります。立て替えを受けるには、いくつかの要件を満たす必要がありますので、詳しいことはそれぞれの機関に確認しましょう。

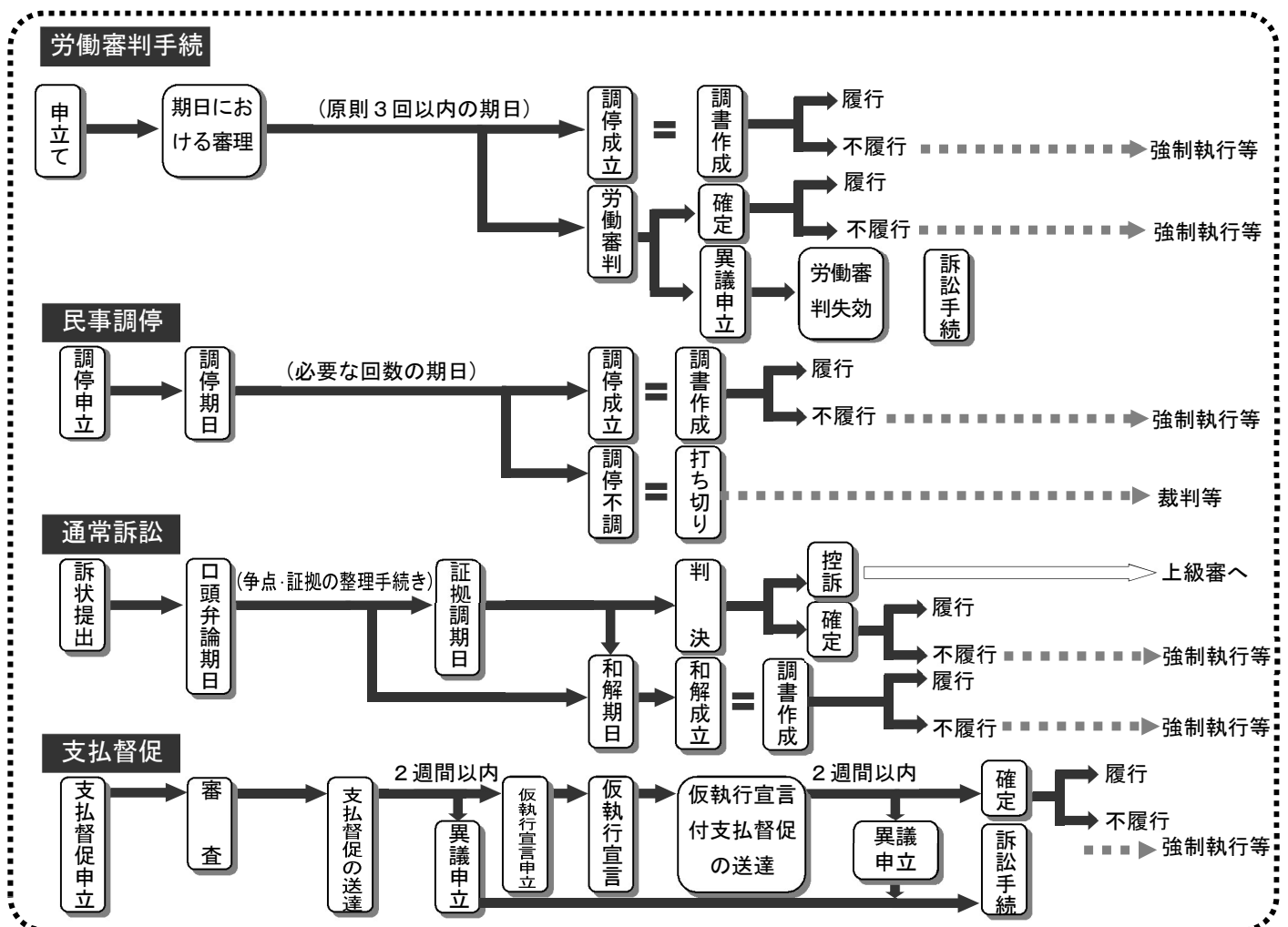
◎提出書類などはどのようなものがあるか

- 申立ての際には、下記の書類をはじめ所定の書類が必要です。部数など詳しいことは裁判所に確認しましょう。
- 申立書類
労働審判手続→労働審判手続申立書
民事調停→調停申立書
民事通常訴訟（本訴）・少額訴訟→訴状
支払督促→支払督促申立書
仮処分→仮処分命令申立書
仮差押→仮差押命令申立書
 - 商業登記簿謄本（登記事項証明書）
相手が会社の場合は、その代表者を明らかにするために必要です。法務局（登記所）で入手できます。
 - 委任状
弁護士に依頼した場合に必要です。

◎裁判所の管轄はどうなっているか

原則として、使用者、会社の所在地を管轄する裁判所ですが、内容により異なることもあるので裁判所に確認しましょう。

労働審判手続・民事調停・
通常訴訟・支払督促の手続きの流れ



ワンポイントチェック

訴状や申立書を自分で書く時、最低限どんなことに気を付けたらよいか。

●内容については、①申立て(訴え)を起こした趣旨(請求の趣旨)「例:未払いの賃金〇〇円を支払え」と、②申立て(訴え)の理由(請求の原因)「例:時給〇〇円で〇月分が払われていない」がきちんと分かりやすく、しかも、つじつまが合っていることが必要ですから、例えば、日給1万円で1か月分の賃金として50万円を請求するのは、理屈に合わないことになります。

弁護士労働相談(かながわ労働センター) ※要予約・面接相談のみ。事前に職員が相談を受けます。

名称	郵便番号	所在地	電話番号	実施日 (祝・休日、年末年始を除く)
かながわ労働センター 本所	231-8583	横浜市中区寿町1-4	045(662)6110(直通) 045(633)6110(代表)	第1・3・5火曜日 13:30~16:30
川崎支所	213-0012	川崎支高津区坂戸3-2-1 KSP西棟2階 ※平成31年3月に移転予定、詳細はお問い合わせ下さい。	044(833)3141	毎月第4火曜日 14:00~17:00
県央支所	243-0004	厚木市水引2-3-1	046(296)7311	毎月第3水曜日 14:00~17:00
湘南支所	254-0073	平塚市西八幡1-3-1	0463(22)2711(代表)	☆毎月第2水曜日 14:00~17:00

☆月によって小田原合同庁舎で実施する場合がありますので、予約時にご確認ください。

神奈川県内の地方裁判所・簡易裁判所

●地方裁判所 ※労働審判手続は県内全域を本庁が管轄(問い合わせ窓口:本庁第7民事部045(345)4227)

裁判所名	郵便番号	所在地	電話番号	管轄区域 ※
横浜(本庁)	231-8502	横浜市中区日本大通9	045(345)4153	横浜市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、綾瀬市、高座郡
川崎支部	210-8559	川崎市川崎区富士見1-1-3	044(233)8172	川崎市
相模原支部	252-0236	相模原市中央区富士見6-10-1	042(716)3180	相模原市、座間市
横須賀支部	238-8510	横須賀市新港町1-9	046(812)3153	横須賀市、逗子市、三浦市、三浦郡
小田原支部	250-0012	小田原市本町1-7-9	0465(40)3185	平塚市、中郡、小田原市、秦野市、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡、厚木市、伊勢原市、愛甲郡

●簡易裁判所

裁判所名	郵便番号	所在地	電話番号(代表)	管轄区域
横浜	231-0021	横浜市中区日本大通9	045(662)6971	中区、南区、港南区、磯子区、金沢区
神奈川	221-0822	横浜市神奈川区西神奈川1-11-1	045(321)8045	鶴見区、神奈川区、港北区、緑区、青葉区、都筑区
保土ヶ谷	240-0062	横浜市保土ヶ谷区岡沢町239	045(331)5991	保土ヶ谷区、西区、旭区、瀬谷区
鎌倉	248-0014	鎌倉市由比ガ浜2-23-22	0467(22)2202	鎌倉市、戸塚区、栄区、泉区
藤沢	251-0054	藤沢市朝日町1-8	0466(22)2684	藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、綾瀬市、高座郡
川崎	210-8559	川崎市川崎区富士見1-1-3	042(716)3187	川崎市
相模原	252-0236	相模原市中央区富士見6-10-1	044(233)8174	相模原市、座間市
横須賀	238-8510	横須賀市新港町1-9	046(823)1907	横須賀市、逗子市、三浦市、三浦郡
小田原	250-0012	小田原市本町1-7-9	0465(40)3188	小田原市、秦野市、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡
平塚	254-0045	平塚市見附町43-9	0463(31)0513	平塚市、中郡
厚木	243-0003	厚木市寿町3-5-3	046(221)2018	厚木市、伊勢原市、愛甲郡

裁判所ホームページ(<http://www.courts.go.jp/>)では、裁判手続等について案内しているほか、簡易裁判所への申立て等で使用する書式の一部についてダウンロードが可能です。

法テラス(日本司法支援センター)

名称	郵便番号	所在地	電話番号
法テラス神奈川	231-0023	横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10階	050(3383)5360
法テラス川崎	210-0007	川崎市川崎区駅前本町11-1 パシフィックマークス川崎ビル10階	050(3383)5366
法テラス小田原	250-0012	小田原市本町1-4-7 朝日生命小田原ビル5階	050(3383)5370

法テラスホームページ <http://www.houterasu.or.jp/>

弁護士会

名称	郵便番号	所在地	電話番号
神奈川県弁護士会 関内法律相談センター	231-0021	横浜市中区日本大通9 神奈川県弁護士会館1階	045(211)7700

神奈川県弁護士会ホームページ(<http://www.kanaben.or.jp/>)では、上記以外の地域の法律相談センターについても案内しています。

お問合せ、ご相談は、下記の労働センターの労働相談窓口まで。 URL <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/cnt/f7579/index.html>

かながわ労働センター (045)633-6110(代) / 川崎支所 (044)833-3141 /

発行 神奈川県かながわ労働センター

県央支所(046)296-7311 / 湘南支所(0463)22-2711(代)

横浜市中区寿町1-4 〒231-8583

平成30年10月発行